

## 【別紙 2】

### 新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議について

#### 1 設置の趣旨

- (1) 新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）においては、青森県行動計画の「案」を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くこととされている。（特措法第7条関係）
- (2) 一方で、青森県行動計画には、特措法に規定する措置等の対象となる医療、医薬品、電気・ガスの供給、輸送、通信、商工業などを含む幅広い分野にわたる事項について記載することとしている。
- (3) このことから、青森県行動計画の「案」の作成にあたり、感染症専門家その他学識経験者からの意見を聴くことに加え、これら措置の対象となる分野の事業者等からの意見も聴くことが必要であると考えられることから、これらの学識経験者及び関係事業者等から構成する「新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、その専門的技術的観点などから意見を聴くものである。

#### 2 有識者会議の構成等について

##### (1) 業務

有識者会議は、次に掲げる意見を、知事に対して述べることとする。

ア 青森県行動計画の案に関する意見

イ 県の新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見

##### (2) 組織

ア 有識者会議は、委員30人以内をもって構成し、委員の任期を2年とする。

イ 委員は、感染症専門家その他学識経験者のほか、上記1（2）に掲げる分野の機関・団体に所属する者から構成する予定としている。